

〔事案 2025-98〕 保険料払込免除等請求

・令和 8 年 5 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

本特約の責任開始期以前に悪性新生物と診断確定されていたことを理由に、がん給付金が支払われなかったことを不服として、保険料免除特約の適用および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 3 月の 4 日間にわたり入院し、入院中に内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、その後大腸がんと診断されたため、平成 24 年 2 月に契約した医療保険（契約①）のがん診断給付特約およびがん外来治療給付特約（特約①）および医療保険（契約③）のがん診断給付特約及びがん外来治療給付特約（特約②）にもとづき給付金を請求したところ、本特約①および②の責任開始期以前に悪性新生物と診断確定されていたとして、本特約①および②を無効とし、各特約の既払保険料の合計額を申立人に返還し、不支払いとなった。そして、平成 24 年 2 月に契約した収入保障保険（契約②）および契約①、③の特定疾病診断保険料免除特約については、申立人の疾病は上皮内癌であるため、保険料免除の支払事由に該当しないとして、保険料の免除には応じなかった。しかし、以下の理由により、保険料免除特約を適用し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分の罹患は、消化器及び腹膜の悪性新生物であって、上皮内癌ではない。診断書には上皮内癌とはチェックされておらず、医師からは大腸癌との告知を受けている。
- (2) 平成 25 年頃、他社宛ての診断書のコピーを保険会社に送付したが、その際、保険会社より上皮内癌として判断された。その後、平成 25 年 8 月に、上皮内癌ではないとする診断書を送付した。
- (3) 平成 27 年と平成 30 年には、保険の条件を勝手に変更され、がんと診断を受けているので、告知義務違反になり、保険内容は変更できなくなった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本特約①および②の責任開始期以前である平成 24 年 3 月に、大腸がんと診断が確定しているため、各約款の定めにより、本特約①および②は無効となる。既払込保険料はすでに申立人に返還している。
- (2) 本特約②について、申立人の疾病は上皮内癌であるが、保険料免除の対象となる「悪性新生物」には、上皮内癌は含まれないものであるから、保険料免除には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

